

## 福井赤十字病院の症例報告を含む医学論文及び学会研究会発表における 個人情報保護に関する指針

福井赤十字病院の症例報告を含む医学論文・学会研究会における学術発表における個人情報保護に関する指針を次のとおり定める。

### 1. 氏名等

患者さん個人の特定が可能な氏名、患者番号、イニシャルは記載しません。

### 2. 居住地

患者さんの住所は記載しません。但し、疾患の発生場所が病態等に関与する場合は、区域までに限定して記載することがあります（例：福井県、福井市など）。

### 3. 日付

日付は、臨床経過を知る上で必要となることが多いため、個人が特定できないと判断される場合は年月まで記載します。経過は、相対的時系列を原則とします（例：入院後〇日目、手術後〇日目など）。

### 4. 家系

患者さんのご家族に関する情報を必要とする場合には、家系および職業も含めて、患者さんを特定することのできないよう、十分に配慮します。

### 5. 顔写真

個人が特定されるリスクを最大限回避するよう留意します（例：顔写真を提示する際には、目を隠すなど）。眼疾患の場合は、顔全体が分からないよう眼球のみの拡大写真とします。

### 6. 臨床検査データ番号

生検、剖検、画像に含まれる患者さんを特定できる情報は、削除もしくは黒塗り等の加工をします。

### 7. 患者さん個人が特定され得る場合の対応

上記のほか、年齢、性別、職業は必要でない限り記載しません。また、診療科名、受診歴のある他医療機関名を記載しません。以上の配慮をしても個人が特定化される可能性のある場合は、患者さん自身（またはご遺族か代理人、小児では保護者）から発表に関する同意を得ます。その他、患者さんのプライバシー保護の上で重要な問題が生じる可能性がある場合には、倫理委員会で審議を受けます。

### 8. 関連指針の遵守

適正に医学研究を実施するための以下の指針による規定を遵守します。その他、学術誌、学会における公表において、患者さんの同意、プライバシー保護等が規定されている場合、それに従い遵守します。

- ・人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針
- ・遺伝子治療等臨床研究に関する指針

令和5年4月1日 改定